

長崎県立大学は、大学の処分は違法・無効と裁判所が決定したにも関わらず、懲戒処分が正しかったとの前提で、教員評価の結果を久木野教授に通知しました。

……………今も続く大学のハラスメント(その3)

近年、県立大学では、近年教員の評価を数値化することにし、その結果を教員に通知しているそうです。

平成 22 年度教員評価結果が学長より各教員に通知され、久木野教授にも通知されました。

ところが、久木野教授の教員評価は、先の大学による違法な懲戒処分を正当化した前提で算定されたものでした。長崎地裁による、大学の懲戒処分は違法無効である、との決定をまったく顧みることはないようです。違法な懲戒処分を受けた半年間とその前の半年間に不当な学内措置で授業外しをされたことなどに事情で職務を果たせない状況に追いやられていた期間(一年間ということになります)をゼロ査定とした教員評価を行い、その結果を久木野教授に通知しました。

事実上の二重処分を行っていることになります。

これはもう、ハラスメントそのものだと思います。